

# 第7期 高砂市障害福祉計画

## 兼

### 第3期 障害児福祉計画



令和6年3月  
高砂市

# 第3章 第7期障害福祉計画

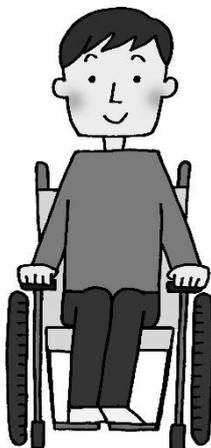
## 1. 施設入所者の地域生活への移行等

### (1) 成果目標

国の指針	令和8年度末までに ○地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ○施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
------	---

項目	数値			考え方
【基準値】 施設入所者数	74人			令和4年度末時点の施設入所者数：[A]
項目	令和 5年度 見込値	令和 8年度 中間目標	令和 11年度 最終目標	考え方
【目標値】 目標年度施設入所者数	73人	70人	—	令和8年度末時点の利用見込：[B]
【目標値】 施設入所者の減少 見込	1人	4人	—	令和8年度末までに減少させる数：[C] ([A] - [B])
	—	5.4%	—	※ [A] の5%以上 ([C] / [A])
【目標値】 地域生活移行者数	7人	5人	—	令和8年度末までに減少させる数：[D]
	—	6.7%	—	※ [A] の6%以上が地域移行 ([D] / [A])

※ 国の指針では令和8年度末までの数値目標しか示されていないため、令和11年度末までの最終目標値は、数値目標の発表後に計画見直しにより設定します。



## (2) 活動指標

### ① 訪問系サービス

#### ■内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいや難病等により、日常生活を営むのに支障がある人に、日常生活の支援サービスを提供する居宅介護(ホームヘルプ)費の給付を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスである重度訪問介護費の給付を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行う同行援護費の給付を行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行う行動援護費の給付を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障がいのある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供する重度障害者等包括支援費の給付を行います。なお、本市ではこれまで利用実績がなかったことから、今後も利用者がいないものと予想されます。

#### ■訪問系サービスの見込量

(月平均)

サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	時間	1,230	1,290	1,330	1,360	1,390	1,420	1,450
	人	95	103	106	109	112	115	118
重度訪問介護	時間	525	580	580	580	770	770	770
	人	3	3	3	3	4	4	4
同行援護	時間	260	270	280	290	300	310	320
	人	23	20	24	24	24	24	24
行動援護	時間	0	0	10	10	20	20	20
	人	0	0	1	1	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0

【実績値：P.21】

#### 【見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、今後も利用が増加することが見込まれます。ひとりひとりのニーズを丁寧に聞きとりながら、過大・過少にならないよう適切な支給決定を行います。

## ② 日中活動系サービス

### ■内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人を対象に、主として日中に障害者支援施設での日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行う生活介護費の給付を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力向上のための訓練を有期で行う自立訓練（機能訓練）費の給付を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を有期で行う自立訓練（生活訓練）費の給付を行います。
療養介護	主として日中に病院等の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行う療養介護費の給付を行います。
短期入所	介護者の病気や家族の休養等のため、障害者支援施設等で日常生活の支援等を行う短期入所（ショートステイ）費の給付を行います。

### ■日中活動系サービスの見込量

（月平均）

サービス名		実績値	見込量						
		令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
生活介護	日	3,550	3,790	3,830	3,870	3,910	3,950	3,990	
	人	184	190	194	198	202	206	210	
	うち重度障害者数（区分4以上）	人	175	170	175	180	182	185	188
自立訓練（機能訓練）	日	30	130	45	45	45	45	45	
	人	2	7	3	3	3	3	3	
自立訓練（生活訓練）	日	15	40	40	40	15	15	15	
	人	1	2	2	2	1	1	1	
療養介護	人	11	12	12	12	12	12	12	
短期入所（福祉型）	日	188	300	300	310	310	310	310	
	人	37	50	50	55	55	55	55	
	うち重度障害者数（区分4以上）	人	25	40	40	45	45	45	
短期入所（医療型）	日	2	3	2	2	2	2	2	
	人	1	2	2	2	2	2	2	
	うち重度障害者数（区分4以上）	人	1	2	2	2	2	2	

## 【見込量確保のための方策】

日中活動系サービスのうち、「生活介護」については特に利用の増加が見込まれます。今後も、高砂市障がい者自立支援協議会及び基幹相談支援センターを通じてニーズの掘り起こしを行うとともに、そのニーズに対応できるよう、各機関と連携及び情報提供を行います。

「短期入所」は介護者の高齢化等により利用者が増加し、40人を超えると見込まれることから、受け入れ体制の充実に向けて、提供体制の確保を図ります。



### ③ 居住系サービス

#### ■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談やその他の日常生活上の援助を行う共同生活援助(グループホーム)費の給付を行います。
施設入所支援	入所施設において、主として夜間に行われる、日常生活の支援を行う施設入所支援費の給付を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した知的障がいや精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補い、適時に適切な自立生活援助費の給付を行います。

#### ■居住系サービスの見込量

(月平均)

サービス名		実績値	見込量					
		令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
共同生活援助	人	70	75	80	85	90	95	100
うち重度障害者数 (区分4以上)	人	26	27	28	29	30	31	32
施設入所支援	人	73	80	75	70	69	68	67
自立生活援助	人	0	1	1	1	2	2	2

【実績値：P.23】

#### 【見込量確保のための方策】

今後も、障がいのある人が身近な地域で暮らすことができるように地域移行を進め、施設入所者の地域移行を進める目標に応じて見込量を設定します。ただし、障がいのある人の実情や状況を第一とし、施設での生活が必要な場合は、「施設入所支援」のサービスができる体制を整えます。

「共同生活援助(グループホーム)」は障がいのある人が必要な支援を受けて暮らす生活の場です。関係団体へのアンケート結果にも、親や本人の高齢化によるニーズの高まりが表れており、精神科病棟からの地域移行のための利用とあわせて、利用者が増加しています。令和11年には100人(令和8年度には85人)に達することが見込まれるため、サービス提供事業者にも新規参入にかかる補助金などの情報提供を行い、提供体制の確保を図ります。

「自立生活援助」は、近隣に事業者がなく、これまで利用者がいない状況です。

#### ④ 相談支援

##### ■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画の作成、支給決定後の計画見直し(モニタリング)を行う計画相談支援費の給付を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、地域における生活に移行するための相談及び支援を行う地域移行支援費の給付を行います。
地域定着支援	居宅に単身等で生活する障がいのある人に対し、地域生活を継続していくための支援を行う地域定着支援費の給付を行います。

##### ■相談支援の見込量

(月平均)

サービス名	実績値	見込量						
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人	215	220	225	230	235	240	245
地域移行支援	人	0	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	3	4	4	4	4	4	4

【実績値：P.23】

##### 【見込量確保のための方策】

「計画相談支援」は、障害福祉サービスの利用者に対して、サービス利用計画を作成し、サービス提供状況についてモニタリングを行うものです。障害福祉サービスの利用の増加とともに、「計画相談支援」の利用も増加することが見込まれます。事業所へのアンケートでも意見のあるとおり、相談支援専門員の不足が課題となっていることから、資格取得に必要な研修等に関する情報提供を広く行い、地域の相談支援体制の確保を図ります。

地域移行支援及び地域定着支援は、毎年1～4人の利用となっています。今後地域移行を推進するにあたり、必要とする人が両サービスを適切に活用できるよう、引き続きサービスの周知を行います。

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 活動指標

国の活動指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数</li> <li>○保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数</li> <li>○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数</li> <li>○精神障害者のサービス利用者数 (地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）)</li> </ul>
--------	--

#### ●保健・医療・福祉関係者による協議の場

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
協議の場の設置	箇所	0	1	1
開催回数	回	未実施	1	1
参加人数	人	—	10	10
目標設定及び評価の実施回数	回	—	1	1

#### ●精神障がい者のサービス利用者数

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
地域移行支援の利用者数	人	0	1	1
地域定着支援の利用者数	人	1	1	1
共同生活援助の利用者数	人	25	31	31
自立生活援助の利用者数	人	0	0	0
自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	1	1	1

### 3. 地域生活支援の充実

#### (1) 成果目標

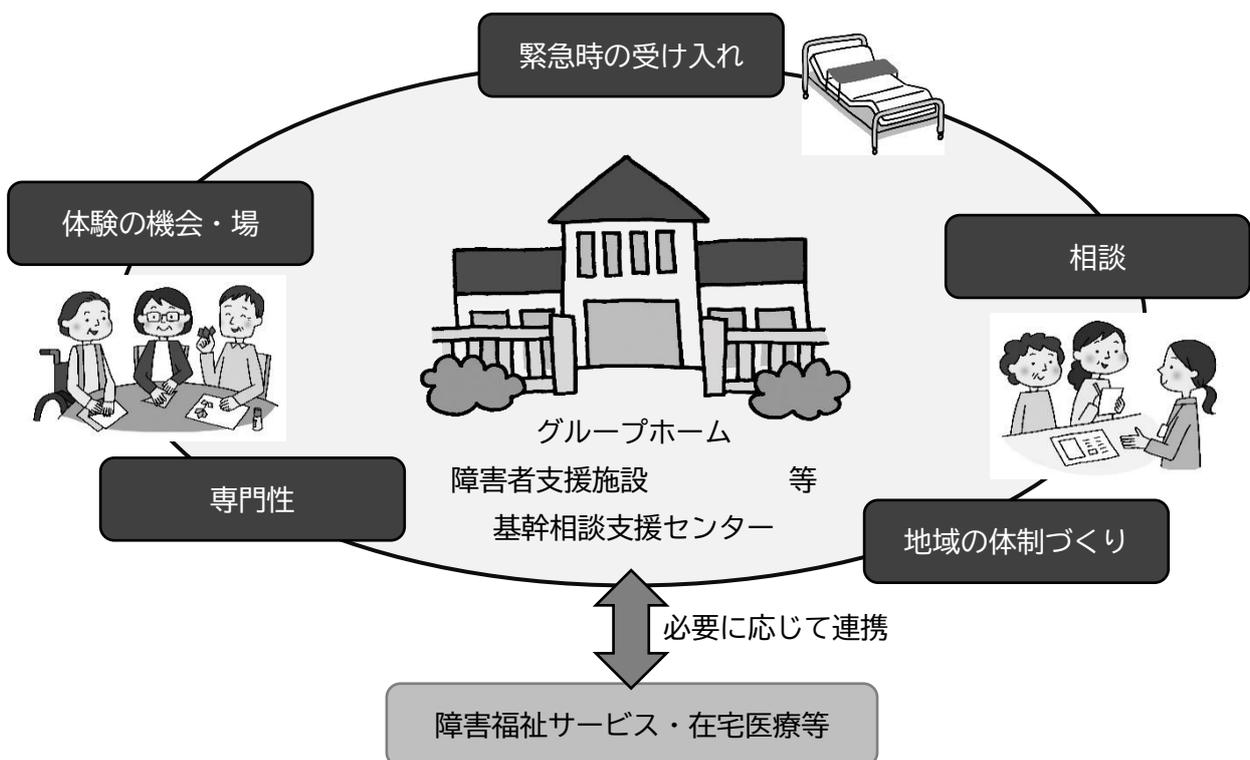
国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること</li> </ul>
------	--

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
地域生活支援拠点等の整備	箇所	0	1	1

#### (2) 活動指標

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	回/年	0	1	1

(地域生活拠点のイメージ)



(出典) 厚生労働省 資料

## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 成果目標

国の指針	令和8年度末までに ○一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 （うち移行支援事業：1.31倍 就労A型：1.29倍 就労B型：1.28倍） ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ○就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
------	---

項目	数値			考え方
<b>【基準値】</b> 福祉施設から一般就労への移行者数	10人			令和3年度の一般就労への移行者数：[A]
就労移行支援事業	7人			令和3年度の実績：[B]
就労継続支援A型	0人			令和3年度の実績：[C]
就労継続支援B型	3人			令和3年度の実績：[D]
就労定着支援	9人			令和3年度の実績：[E]
項目	令和5年度見込値	令和8年度中間目標	令和11年度最終目標	考え方
<b>【目標値】</b> 福祉施設から一般就労への移行者数	8人	14人	—	令和8年度末までに一般就労へ移行する人の数 ※ [A] の1.28倍以上（[B] / [A]）
就労移行支援事業	6人	9人	—	※ [B] の1.31倍以上
就労継続支援A型	0人	1人	—	※ [C] の1.29倍以上
就労継続支援B型	2人	4人	—	※ [D] の1.28倍以上
就労定着支援	8人	13人	—	※ [E] の1.41倍以上
<b>【目標値】</b> 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行事業所数	—	1箇所	—	高砂市内の就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数

※ 国の指針では令和8年度末までの数値目標しか示されていないため、令和11年度末までの最終目標値は、国の数値目標の発表後に計画見直しにより設定します。

## (2) 活動指標

### ■内容

サービス名	内容
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援する就労選択支援費の給付を行います。
就労移行支援	職場実習等、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を有期で行う就労移行支援費の給付を行います。
就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行う就労継続支援費の給付を行います。（雇用型）
就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行う就労継続支援費の給付を行います。（非雇用型）
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面を含めた課題に対応できるよう、有期で支援を行う就労定着支援費の給付を行います。

### ■日中活動系サービス（就労系）サービスの見込量

(月平均)

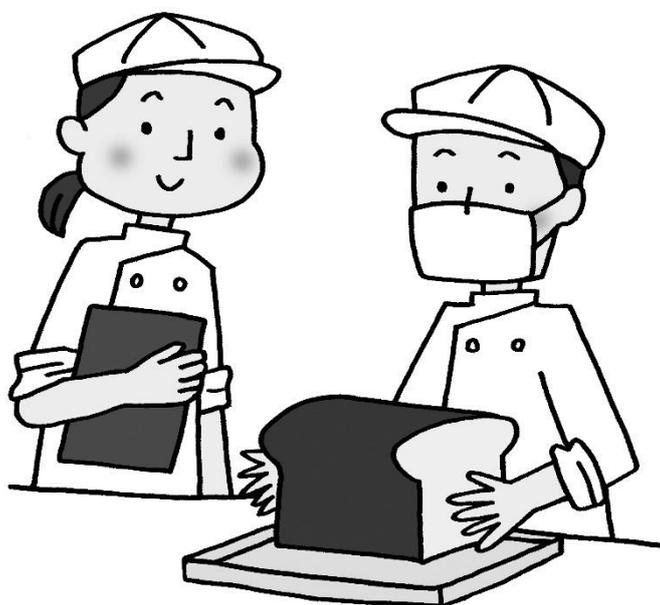
サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労選択支援	日	—	—	70	140	140	140	140
	人	—	—	10	20	20	20	20
就労移行支援	日	330	340	340	340	340	340	340
	人	15	20	20	20	20	20	20
就労継続支援A型	日	1,425	1,600	1,600	1,610	1,645	1,700	1,755
	人	75	85	85	88	89	90	93
就労継続支援B型	日	4,700	5,100	5,150	5,200	5,220	5,230	5,240
	人	270	300	310	315	320	325	330
就労定着支援	人	8	11	12	13	13	14	14

【実績値：P.22】

### 【見込量確保のための方策】

関係団体へのアンケートでは、企業や地域の障がい理解が不十分であるという意見もあることから、自立支援協議会で作成している市内就労支援事業所について紹介する冊子を事業所活動の周知や啓発に活用します。また、車椅子利用者や医療的ケアが必要な利用者など、さまざまなニーズに応えた事業所を求める声もあったことから、今後も、高砂市障がい者自立支援協議会及び基幹相談支援センターを通じてニーズの掘り起こしを行うとともに、そのニーズに対応できるよう、各機関と連携及び情報提供を行います。

新たなサービスとして「就労選択支援」が追加される見込みです（利用開始は令和7年10月を予定）。障がいのある人の希望、就労能力、適性等に合った、就労先または就労系サービスの選択ができるよう、サービス提供事業者と連携して、情報提供や利用促進を進めます。



## 5. 発達障がい者等に対する支援

### (1) 活動指標

国の指針	○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 （保護者）、実施者数（支援者） ○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数
------	--

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
支援プログラム等の受講者数	人	5	5	5
支援プログラム等の実施者数	人	2	2	2
ペアレントメンターの人数	人	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	50	50	50



## 6. 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 成果目標

国の指針	○各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
------	--

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
基幹相談支援センターの設置の有無	実施の有無	有	有	有

### (2) 活動指標

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	65	65	65
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	5	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	件	5	5	5
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	24	24	24
主任相談支援専門員の配置人数	人	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施頻度	1	1	1
	参加事業者・機関数	20	20	20
協議会の専門部会	設置数	2	2	2
	実施頻度	8	8	8

## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### (1) 成果目標

国の指針 ○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
都道府県の実施する研修への市職員の参加人数	人	6	6	6
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	有無	有	有	有
	回数	1	1	1



## 8. 地域生活支援事業の見込量

### (1) 必須事業

#### ア) 理解促進研修・啓発事業

##### ■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

##### ■理解促進研修・啓発事業の見込量

(年間)

サービス名	実績値	見込量						
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有	有

【実績値：P.24】

##### 【見込量確保のための方策】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度から実施はありません。令和5年度に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症となったことから、令和6年度以降は実施を目指します。

障がいのある人に対する市民の理解や認識を深めるため、また社会問題となっている障がいのある人への差別や虐待を防ぐためにも、各種広報や講演会の開催等を通じた啓発活動をより積極的に推進します。

当事者やボランティア、地域組織等の幅広い参加・協力を得ながら、市民の障がい者理解促進につながる、わかりやすい啓発広報活動を推進します。

また、福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育を充実し、すべての市民に向けてノーマライゼーション理念の定着を図ります。

イ) 自発的活動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	共生社会の実現に向け、家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対する支援方策を検討・実施していきます。

■ 自発的活動支援事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有

【実績値：P.24】

【見込量確保のための方策】

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりすることができるピアサポート活動を支援するため、障がい者団体への補助事業を継続実施します。



ウ) 成年後見制度利用支援事業

■ 内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立に要する経費や後見人の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施します。

■ 成年後見制度利用支援事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値	見込量					
			令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有

【実績値：P.25】

【見込量確保のための方策】

障がいのある人本人や介護する親の高齢化に伴い、成年後見制度の必要性が高まっていることから、障がいのある人やその家族、サービス提供事業者等に対し、本事業の周知・啓発を行います。



工) 意思疎通支援事業

■ 内容

サービス名	内容
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介する手話通訳者を設置し、意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■ 意思疎通支援事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	回	500	430	530	530	530	530	530

【実績値：P.26】

【見込量確保のための方策】

事業を担っている高砂市社会福祉協議会の協力により、手話通訳者・要約筆記者を必要に応じて派遣し、コミュニケーション手段の確保及び情報保障を図ります。

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月より事業者による合理的な配慮の提供が義務化されることから、パンフレット等を用いて啓発を進めます。

関係団体へのアンケートでも意見があるとおりに、手話通訳者・要約筆記者ともに人材育成が課題となっています。広報・周知を行い、手話通訳者・要約筆記者の確保と質の向上に努めます。

また、意思疎通支援事業とは異なりますが、令和4年5月公布施行の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」において、情報通信技術の活用なども含め、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進していくことが求められており、本市においてもICT技術を活用した情報アクセシビリティの向上について検討を進めて参ります。

オ) 手話奉仕員養成研修事業

■ 内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との意思疎通支援を目的として、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、障がいのある人の社会参加と交流を促進します。

■ 手話奉仕員養成研修事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員養成研修事業	人	5	16	5	5	5	5	5
手話奉仕員スキルアップ講座	人	19	20	20	20	20	20	20

【実績値：P.26】

【見込量確保のための方策】

聴覚障がいのある人に対する情報保障として、手話通訳者の養成研修を実施し、障害のある方の情報アクセシビリティの向上を推進します。

令和5年度からは、これまでの「手話奉仕員ステップアップ講座」に代わり、播磨町と合同で「手話奉仕員スキルアップ講座」を実施し、引き続き手話奉仕員を養成します。



カ) 日常生活用具給付等事業

■ 内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、以下の日常生活用具の給付を行います。
用具の種別	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いる椅子等。
自立生活支援用具	障がいのある人の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストーマ装具等、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具 (住宅改造助成金)	障がいのある人の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■ 日常生活用具給付等事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値 令和 5年度 (見込)	見込量					
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
介護・訓練支援用具	件	1	5	7	7	7	7	7
自立生活支援用具	件	9	15	15	15	15	15	15
在宅療養等支援用具	件	9	10	10	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15	15	15	15	15
排せつ管理支援用具	件	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改造助成金)	件	1	0	1	1	1	1	1

【実績値：P.27】

【見込量確保のための方策】

利用希望者や希望内容の把握に努めるとともに、障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がい特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

また、必要な人に必要な支援が行き届くよう、本事業の周知を行います。

キ) 移動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■ 移動支援事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援事業	時間	4,300	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	人	40	50	50	50	50	50	50

【実績値：P.28】

【見込量確保のための方策】

外出の機会や、外出のしやすさを確保し、障がいのある人の自立生活や社会参加を促進するため、十分な見込量の確保を図ります。

また、重度の障がいのある人への福祉タクシー利用券助成事業について周知します。



ク) 地域活動支援センター機能強化事業

■ 内容

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援を促進します。

■ 地域活動支援センター機能強化事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値	見込量					
			令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【市内】実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0	0
【市内外】利用者数	人	6	4	5	5	5	5	5

【実績値：P.28】

【見込量確保のための方策】

障害福祉サービスの利用を希望せず、一般就労が困難な障がいのある人に対し、活動の場の提供とニーズに応じたさまざまなサービスの提供をするため、地域活動支援センターの機能を充実強化させるための補助金を交付します。



## (2) 地域生活支援事業（任意事業）・在宅福祉事業

障がいのある人の能力及び適性に応じ、日常生活または社会生活を営むことができるよう、本市独自で地域生活支援（任意事業）または在宅福祉事業として、以下の事業を実施しています。

### ア) 地域生活支援事業（任意事業）

#### ■ 内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業を事業所の協力により実施します。
訪問入浴サービス事業	在宅において入浴することが困難な身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣する入浴サービス事業を事業所に委託することにより継続的に実施します。
生活訓練事業 (訓練ホーム)	知的障がいのある人の家庭や地域での自立生活を支援することを目的として、在宅の知的障がいのある人を対象に一定期間、保護者から独立させ、宿泊による生活訓練を実施するための自立生活訓練施設（訓練ホーム）を設置し、知的障がいのある人の家族等で組織する運営団体等に対し、その経費を補助する事業を実施します。
社会参加支援事業 (スポーツ教室)	視覚障がいのある人、障がいのある児童等にスポーツに親しむ機会を提供することにより、健康増進と生活の豊かさの向上を図るため、スポーツ教室を実施します。
社会参加支援事業 (声の広報事業)	文字による情報の取得が困難な視覚障がいのある人の社会参加の促進を図るため、市の広報等地域で生活する上で必要度の高い情報等をCDに録音し、それを定期的に提供する事業をボランティア団体の協力により実施します。
社会参加支援事業 (自動車運転免許取得・改造費助成事業)	身体に障がいのある人の社会参加、就労を支援するため、自動車運転免許の取得や操向装置及び駆動装置等の自動車改造に要する費用の一部を助成する事業を実施します。

【実績値：P. 29】

## イ) 在宅福祉事業

### ■内容

サービス名	内容
障害者(児)福祉タクシー料金助成事業	社会参加と自立の促進のため、障がい者(児)が移動手段として、タクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成するため、対象者に対し、福祉タクシー利用券を交付する事業を実施します。
言語発達相談利用者補助金	言語の発達上の支障を持ち、なんらかの援助を必要とする18歳未満の児童及びその保護者に対し、言語発達遅滞に関する相談、正しい知識の習得及び指導、言語発達訓練等に要する費用の一部を助成する事業を実施します。
心身障害者通園費補助金	市内在住の障がい者等で、市外にある障害者施設(就労継続支援事業所等)に年間を通じ各月15日以上かつ6箇月以上通っている者またはその保護者に対し、当該施設への通園に要する費用の一部を助成する事業を実施します。
たん吸引器等研修事業補助金	喀痰吸引等を必要とする在宅の障がい者または障がい児の日常生活を支援するため、居宅介護事業者に対し、当該居宅介護事業者の従業員の喀痰吸引等の研修の受講に要する経費等の一部について、補助金を交付する事業を実施します。

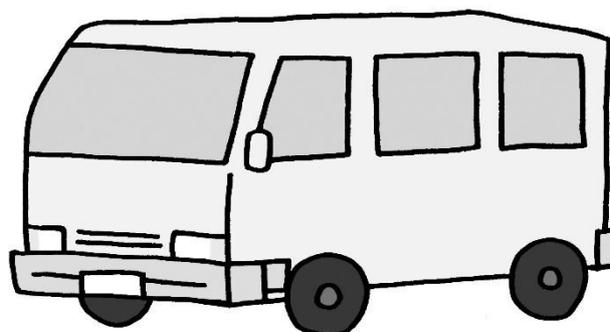
【実績値：P.29】

### 【見込量確保のための方策】

地域のニーズに合わせて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施します。

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるように、各サービスが記載されている「高砂市障がい者福祉制度の概要」を手帳交付時に配布し、事業の周知を行っています。

高砂市障がい者自立支援協議会等を活用するとともに、日常的にサービス提供事業者や関係機関と連携を図りながら事業を実施します。



# 第4章 第3期障害児福祉計画

## 1. 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 成果目標

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上</li> <li>○全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築</li> <li>○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上</li> </ul>
------	---

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
児童発達支援センターの設置	箇所	1	1	1
保育所等訪問支援を利用できる体制	有無	有	有	有
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	箇所	0	1	1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有無	有	有	有



## (2) 活動指標

### ■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う児童発達支援費の給付を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行う医療型児童発達支援費の給付を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施するための放課後等デイサービス費の給付を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行う保育所等訪問支援費の給付を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある児童等、重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する居宅訪問型児童発達支援費の給付を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う障害児相談支援費の給付を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うためのコーディネーターの配置を目指します。



## ■障害児通所支援等の見込量

(月平均)

サービス名		実績値	見込量					
		令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援	日	543	720	800	850	900	920	950
	人	73	95	100	105	110	112	115
医療型児童発達支援	日	0	—	—	—	—	—	—
	人	0	—	—	—	—	—	—
放課後等デイサービス	日	2,200	2,350	2,450	2,510	2,570	2,630	2,700
	人	250	270	280	287	294	301	308
保育所等訪問支援	日	6	12	12	12	15	15	15
	人	6	8	8	8	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	日	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	70	95	100	105	108	110	113
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	1	1	1	1	1	1

【実績値：P.30】

### 【見込量確保のための方策】

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」は、アンケートでも早期療育の観点から利用者の増加を見込む事業所が過半数を占め、今後も利用の増加が見込まれます。障がいのある子どもが必要なサービスを利用できるよう、サービスの内容や事業所の周知を進めます。

当市は近隣自治体に先駆けて児童発達支援センターを設置しており、センターの機能充実のための改修等を行います。

「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」については近隣に事業所がなく、利用者がいない状況です。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、令和6年度から1名配置します。

# 第5章 計画の推進方策と体制

## 1. 計画の推進方法

### (1) 庁内推進体制の整備

本計画を推進し、障がいのある人が地域で自立した生活を営み、社会に参加していくためには、障害福祉サービス・障がい児に関するサービス等の提供体制の確保や、相談支援体制の構築及び充実、そして地域全体で障がいのある人やその家族を支える体制が必要です。そのため、福祉、保健、医療、教育、市民活動、まちづくり等の多岐にわたる庁内の関係部署と情報を共有し、課題への対策や取組の推進について、連携を図る必要があります。

そして、障がいのある人の高齢化や重度化、障がい特性の多様化により、当人やその家族が抱える課題が、複雑化・複合化している場合があり、分野を超えた総合的・包括的な相談支援体制やサービスの提供体制が必要とされています。そのため、関係部署が連携・協働して協議の場・仕組みづくりを進めます。

また、上位計画である総合計画や地域福祉計画、障害者計画及び関連する福祉分野の各計画の見直しの際には、本計画との整合を図るとともに、連携して施策を推進します。

### (2) 市職員の意識や資質の向上

障害福祉の分野は担当部署のみではなく、あらゆる分野の市職員が、その支援や連携に関わる可能性があります。そのため、障がいや障がいのある人に対する正しい知識や専門性を持ち、適切な支援を行うことができる職員が求められています。市職員に対し、障がいや障がいのある人に関して学ぶ機会の提供や、専門性向上のための取組を推進します。

また、情報提供の多様化や異なるニーズへのサポートといったアクセシビリティの向上に努めます。

### (3) 国及び県、関係機関等との連携

計画の円滑な推進にあたっては、国及び県の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援等、様々な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、近隣市町との連携を図ります。

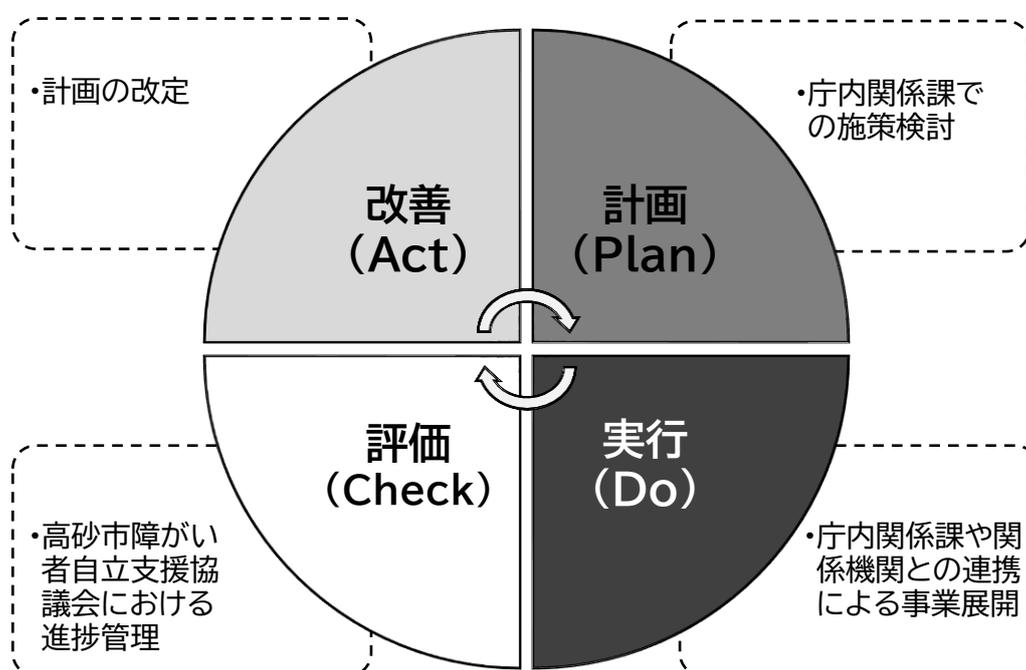
また、保健、医療、福祉、教育、労働、建設等、広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア、障がい者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

#### (4) 高砂市障がい者自立支援協議会を中心としたネットワークの構築

障がいのある人の地域生活支援に向けて、「高砂市障がい者自立支援協議会」を中心としたネットワークを構築します。協議会は、各関係機関の密接な連携の中心となり、多分野を相互に結びつき情報を集約し、総合的な調整を図り、地域全体で障がいのある人を支える体制づくりを推進します。

## 2. 計画の進捗管理と評価

計画を着実に推進するため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、高砂市障がい者自立支援協議会での意見聴取を行い、「計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－改善（Act）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検を行います。



## 3. SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通の目標です。

SDGsの考え方とは、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を、統合的な取組として推進しながら、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、17の国際目標（ゴール）を設定し、すべての国、すべての人が実現に向けて役割を果たそうとするものです。

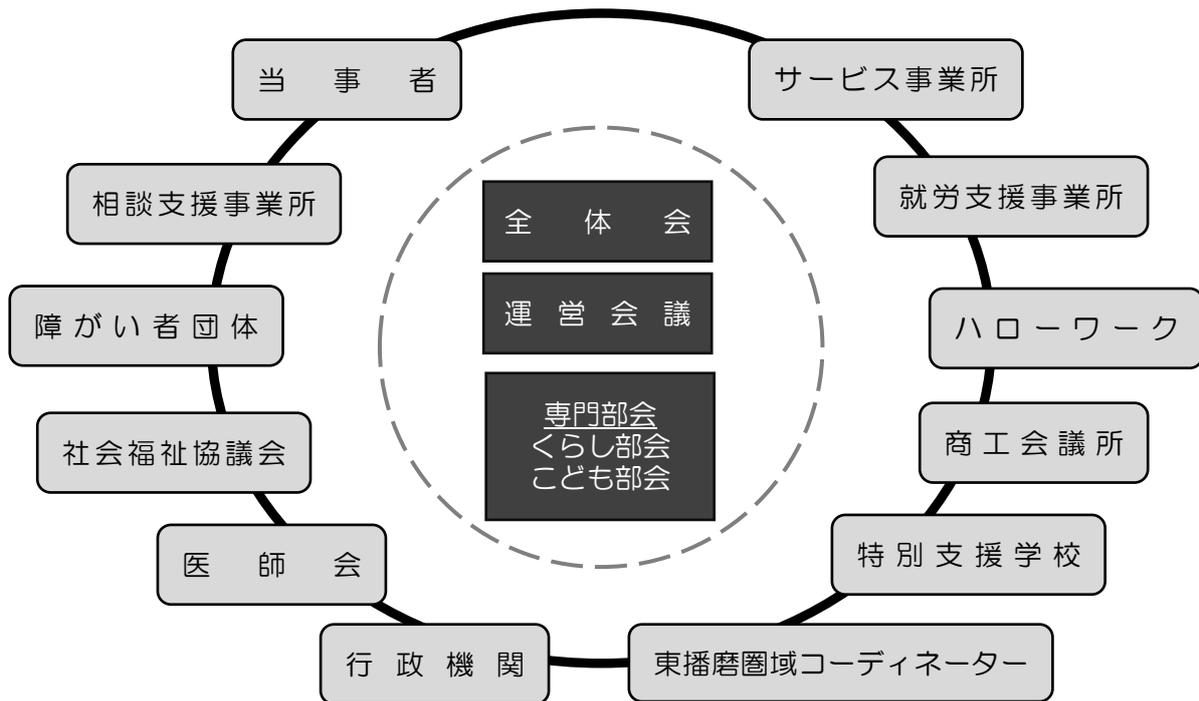
本計画は、SDGsの17の目標のうち、次の目標の達成に向けた取組を推進するものです。



# 高砂市障がい者自立支援協議会

本市は、「障害者総合支援法」に基づき、関係団体、関係事業所、関係機関により、地域の障害福祉に関するシステムづくりを推進するため、高砂市障がい者自立支援協議会を設置しています。

本協議会は、情報機能、調整機能、開発機能、教育機能、権利擁護機能、評価機能の6つの機能を発揮するものです。協議会には2つの専門部会活動が実施され、障がいのある人の自立支援への協議と支援ツールの作成等の具体的な活動を展開しています。



6つの機能	
情報機能	○困難事例や地域の現状課題等の情報共有と情報発信
調整機能	○ネットワークの構築 ○困難事例への対応協議、調整
開発機能	○地域の社会資源の開発、改善
教育機能	○構成員の資質向上・研修の場
権利擁護機能	○権利擁護に関する取組を展開
評価機能	○相談支援の質の向上

専門部会	
◎くらし部会	○移動支援、防災、障がい者虐待等の検討
◎こども部会	○高砂市における障がい児の課題等の検討

# 資料編

## 1. 高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく第7期高砂市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく第3期高砂市障害児福祉計画（以下これらを総称して「障害福祉計画兼障害児福祉計画」という。）の策定に当たり、幅広い意見を反映させるため、高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 障害福祉計画兼障害児福祉計画の策定に関し意見すること。
- (2) その他前号に掲げる事項に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 高砂市障がい者自立支援協議会から推薦された者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から障害福祉計画兼障害児福祉計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部生活福祉室障がい福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 2. 高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会 委員名簿

区分	関係団体の名称	氏名	備考
障がい者団体	高砂市心身障がい者連絡協議会	寺延 順市	委員長
		田中 清之	
		松山 艶子	
相談支援事業者	高砂市障がい者基幹相談支援センター	濱口 直哉	(兼任)
	高砂市児童発達支援センター (児童学園)	安永 綾	
児童の保護者	児童通所支援事業所利用者の保護者	徳永 百合香	
関係機関・団体	(社)高砂市社会福祉協議会	石原 康愛	副委員長
	加古川障害者就業・生活支援センター	中野 桂	
	兵庫県立東はりま特別支援学校	宇野 和美	
コーディネーター	東播磨圏域コーディネーター (あかりの家)	濱口 直哉	(兼任)
市民	公募	岩崎 靖博	
	公募	山里 護	
行政機関	高砂市福祉事務所	藤井 繁弘	

### 3. 高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会 開催状況

回数	開催年月日	議題
第1回	令和5年8月30日	計画概要について 団体・事業所アンケート調査について 「第7期高砂市障害福祉計画兼第3期障害児福祉計画」骨子案について
第2回	令和5年10月17日	グループインタビュー実施報告について 団体・事業所アンケート調査結果について 「第7期高砂市障害福祉計画兼第3期障害児福祉計画」素案について
第3回	令和6年1月23日	パブリックコメントの結果について 「第7期高砂市障害福祉計画兼第3期障害児福祉計画」案について

第7期高砂市障害福祉計画  
兼  
第3期障害児福祉計画  
(令和6年度～令和11年度)

令和6年3月 発行  
令和7年3月 改訂

発行/高砂市  
編集/高砂市 福祉部 生活福祉室 障がい福祉課  
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号